各種講習費等助成金交付要綱

平成25年5月30日制定 令和6年4月26日一部改正 公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に対して、公益社 団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)が指定する各種講習を受講した際 の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指導向上と、交通事故防止に資するこ とを目的とする。

(指定する講習の種類及び対象者)

- 第2条 助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。
 - (1)運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構等(以下「事故対等」という。)が行う運行管理者一般講習を、運送事業者に選任された運行管理者が受講した場合。

(2)安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに関係する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

(助成金額)

第3条 前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者(以下「会員事業者」という。)と所属しない運送事業者(以下「非会員事業者」という。)を区分し、1人あたりに対する助成金額は別紙1の通りとする。

(予算額)

第4条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

(受講から助成交付)

- 第5条 運送事業者は第2条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定され た日程に受講等することとする。
 - 2 第2条の助成交付については様式1「各種講習費等助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)により、受講等したことが確認できる書面(領収証等)の写し(以下「領収証等」という。)を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

(実施期間)

第6条 当該年度4月1日より1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない 場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

附則 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

附則 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

各種講習費助成額

(1) 運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3,200円	6 4 0 円

(2) 安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖卜協 非会員事業者
ガイドライン	5, 200円	1,040円
リスク管理(基礎)	5,200円	1,040円
内部監査(基礎)	5,200円	1,040円